

<p>新線を除く。以下「普通鉄道」という。)の建設(全国新幹線鉄道整備法附則第六項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業(長さが十キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。)</p>	<p>である鉄道を設けるものに限る。)</p>	<p>十一条第一項</p>
<p>へ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業(改良に係る部分の長さが十キロメートル以上であるものに限る。)</p>	<p>普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業(改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。)</p>	<p>鉄道事業法第十二条第一項又は同条第四項において準用する同法第九条第一項</p>
<p>ト 軌道法(大正十年法律第七十六号)による新設軌道(普通鉄道の構造</p>	<p>新設軌道の建設の事業(長さが七・五キロメートル以上十キロ</p>	<p>軌道法第五条第一項又は第三十</p>

と同様の構造を有するものに限る。
以下単に「新設軌道」という。)の
建設の事業(長さが十キロメートル
以上である軌道を設けるものに限る
。)

メートル未満である軌道を設け
るものに限る。)

三条(軌道法施
行令(昭和二十
八年政令第二百
五十八号)第六
条第一項に係る
場合に限る。)

チ 新設軌道に係る線路の改良(本線
路の増設(一の停車場に係るものを
除く。)又は地下移設、高架移設そ
の他の移設(軽微な移設を除く。)
に限る。この項のチの第三欄におい
て「線路の改良」という。)の事業
(改良に係る部分の長さが十キロメ

新設軌道に係る線路の改良の事
業(改良に係る部分の長さが七
・五キロメートル以上十キロメ
ートル未満であるものに限る。)

軌道法第三十三
条(軌道法施行
令第六条第一項
に係る場合に限
る。)

	メートル以上であるものに限る。)		
四 法第二 条第二項 第一号二 に掲げる 事業の種 類	イ 飛行場及びその施設の設置の事業 (長さが二千五百メートル以上であ る滑走路を設けるものに限る。)	飛行場及びその施設の設置の事 業(長さが千八百七十五メート ル以上二千五百メートル未満で ある滑走路を設けるものに限る ものとし、この項のイの第二欄 に掲げる要件に該当するものを 除く。)	事業主体が国以 外の者である場 合につき、航空 法(昭和二十七 年法律第二百三 十一号)第三十 八条第一項又は 第五十五条の三 第一項
	ロ 滑走路の新設を伴う飛行場及びそ の施設の変更の事業(新設する滑走 路の長さが二千五百メートル以上で	滑走路の新設を伴う飛行場及び その施設の変更の事業(新設す る滑走路の長さが千八百七十五	事業主体が国以 外の者である場 合につき、航空

	あるものに限る。)	メートル以上二千五百メートル未満であるものに限るものとし、この項の口の第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。)	法第四十三条第一項又は第五十五条の三第一項
	ハ 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが二千五百メートル以上であり、かつ、滑走路を五百メートル以上延長するものに限る。）	滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが千八百七十五メートル以上であり、かつ、滑走路を三百七十五メートル以上延長するものに限るものとし、この項のハの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。)	
五 法第二	イ 出力が三万キロワット以上である	出力が二万二千五百キロワット	電気事業法第四

条第二項
第一号ホ
に掲げる
事業の種
類

水力発電所の設置の工事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰^{せき}が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰^{せき}の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰^{せき}の新築若しくは改築である部分を除く。）

以上三万キロワット未満である水力発電所の設置の工事業（この項の口の第二欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、当該水力発電所の設備にダム又は堰^{せき}が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰^{せき}の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に

十七条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項

供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰^{せき}の新築若しくは改築である部分を除く。)

ロ 出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設置の工事が大規模ダム新築又は大規模堰^{せき}新築若しくは大規模堰^{せき}改築（以下「大規模ダム新築等」という。）を伴い、かつ、大規模ダム新築等を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これ

らの者のうちから代表する者を定め
たときは、その代表する者)が当該
水力発電所をその事業の用に供する
電気事業者又は卸供給事業者である
ものに限る。)

ハ 出力が三万キロワット以上である
発電設備の新設を伴う水力発電所の
変更の工事業(当該水力発電所
の変更の工事がダムの新築又は堰^{せき}
の新築若しくは改築を伴う場合におい
て、当該ダムの新築又は当該堰^{せき}
の新築若しくは改築を行おうとする者(
その者が二以上である場合において

出力が二万二千五百キロワット
以上三万キロワット未満である
発電設備の新設を伴う水力発電
所の変更の工事業(この項
のこの第二欄に掲げる要件に該
当しないものに限るものとし、
当該水力発電所の変更の工事が
ダムの新築又は堰^{せき}
の新築若しくは

、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。)

は改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。)

ニ 出力が二万二千五百キロワット以

上三万キロワット未満である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事が大規模ダム新築等を伴い、かつ、大規模ダム新築等を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるものに限る。）

ホ 出力が十五万キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するもの

出力が十一万二千五百キロワット以上十五万キロワット未満で

<p>を除く。)の設置の工事の事業</p>	<p>ある火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の工事の事業</p>
<p>へ 出力が十五万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事の事業</p>	<p>出力が十一万二千五百キロワット以上十五万キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事の事業</p>
<p>ト 出力が一万キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の設置の工事の事業</p>	<p>出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の設置の工事の事業</p>
<p>チ 出力が一万キロワット以上である</p>	<p>出力が七千五百キロワット以上</p>

	<p>発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業</p>	<p>一万キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業</p>	
	<p>リ 原子力発電所の設置の工事の事業</p>		
	<p>ヌ 発電設備の新設を伴う原子力発電所の変更の工事の事業</p>		
<p>六 法第二 条第二項 第一号へ に掲げる 事業の種 類</p>	<p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物</p>	<p>一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置の事業（埋立処分の用に供される場所の面積が二十五ヘクタール以上三十ヘクタール未満であるものに限る。）</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項、第九条の三第一項又は第十五条第一項</p>

	<p>の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分の用に供される場所の面積が三十ヘクタール以上であるものに限る。）</p>		
	<p>ロ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分の用に供される場所の面積が三十ヘクタール以上増加するものに限る。）</p>	<p>一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分の用に供される場所の面積が二十五ヘクタール以上三十ヘクタール未満増加するものに限る。）</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第一項、第九条の三第一項又は第十五条の二第一項</p>
七 法第二条第二項	<p>公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業（埋立て又は干拓に</p>	<p>公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業（埋立</p>	<p>事業主体が土地改良事業を行う</p>

<p>第一号ト に掲げる 事業の種 類</p>	<p>係る区域の面積が五十ヘクタールを超 えるものに限る。)</p>	<p>て又は干拓に係る区域の面積が 四十ヘクタール以上五十ヘクタ ール以下であるものに限る。)</p>	<p>農林水産大臣以 外の者である場 合につき、公有 水面埋立法第二 条第一項又は第 四十二条第一項</p>
<p>八 法第二 条第二項 第一号チ に掲げる 事業の種 類</p>	<p>土地区画整理法（昭和二十九年法律第 百十九号）第二条第一項に規定する土 地区画整理事業である事業（都市計画 法（昭和四十三年法律第百号）の規定 により都市計画に定められ、かつ、施 行区域の面積が百ヘクタール以上であ るものに限る。)</p>	<p>土地区画整理法第二条第一項に 規定する土地区画整理事業であ る事業（都市計画法の規定によ り都市計画に定められ、かつ、 施行区域の面積が七十五ヘクタ ール以上百ヘクタール未満であ るものに限る。)</p>	<p>事業主体が建設 大臣以外の者で ある場合につき 、土地区画整理 法第四条第一項 、第十条第一項 、第十四条第一</p>

項、第三十九条
第一項、第五十
二条第一項、第
五十五条第十二
項、第六十六条
第一項、第六十
九条第十二項、
第七十一条の二
第一項若しくは
第七十一条の三
第十四項又は住
宅・都市整備公
団法（昭和五十

			六年法律第四十八号) 第四十一条第一項若しくは第十四項(地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号) 第二十一条の二において準用する場合を含む。)
九 法第二条第二項	新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号) 第二条第一項に規定	新住宅市街地開発法第二条第一項に規定する新住宅市街地開発	都市計画法第五十九条第一項か

<p>第一号リ に掲げる 事業の種 類</p>	<p>する新住宅市街地開発事業である事業 (施行区域の面積が百ヘクタール以上 であるものに限る。)</p>	<p>事業である事業(施行区域の面 積が七十五ヘクタール以上百ヘ クタール未満であるものに限る 。)</p>	<p>ら第四項まで又 は第六十三条第 一項</p>
<p>十 法第二 条第二項 第一号ヌ に掲げる 事業の種 類</p>	<p>イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開 発区域の整備に関する法律(昭和三 十三年法律第九十八号)第二条第六 項に規定する工業団地造成事業であ る事業(施行区域の面積が百ヘクタ ール以上であるものに限る。)</p>	<p>首都圏の近郊整備地帯及び都市 開発区域の整備に関する法律第 二条第六項に規定する工業団地 造成事業である事業(施行区域 の面積が七十五ヘクタール以上 百ヘクタール未満であるものに 限る。)</p>	<p>都市計画法第五 十九条第一項か ら第三項まで又 は第六十三条第 一項</p>
<p>ロ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開 発区域の整備及び開発に関する法律</p>	<p>近畿圏の近郊整備区域及び都市 開発区域の整備及び開発に関す</p>		

	<p>(昭和三十九年法律第百四十五号) 第二条第四項に規定する工業団地造成事業である事業(施行区域の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。)</p>	<p>る法律第二条第四項に規定する工業団地造成事業である事業(施行区域の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。)</p>	
<p>十一 法第 二条第二 項第一号 ルに掲げ る事業の 種類</p>	<p>新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業である事業(施行区域の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。)</p>	<p>新都市基盤整備法第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業である事業(施行区域の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。)</p>	<p>都市計画法第五 十九条第一項か ら第三項まで又 は第六十三条第 一項</p>
<p>十二 法第 二条第二</p>	<p>流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二条第</p>	<p>流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項に規定する流</p>	<p>都市計画法第五 十九条第一項か</p>

<p>項第一号 ヲに掲げ る事業の 種類</p>	<p>二項に規定する流通業務団地造成事業 である事業（施行区域の面積が百ヘク タール以上であるものに限る。）</p>	<p>通業務団地造成事業である事業 （施行区域の面積が七十五ヘク タール以上百ヘクタール未満で あるものに限る。）</p>	<p>ら第三項まで又 は第六十三条第 一項</p>
<p>十三 宅地 の造成の 事業（第 二条に規</p>	<p>イ 環境事業団が行う宅地の造成の事 業（造成に係る土地の面積が百ヘク タール以上であるものに限る。）</p>	<p>環境事業団が行う宅地の造成の 事業（造成に係る土地の面積が 七十五ヘクタール以上百ヘクタ ール未満であるものに限る。）</p>	<p>環境事業団法（ 昭和四十年法律 第九十五号）第 二十一条第一項</p>
<p>定する宅 地の造成 の事業に 限る。以 下この項</p>	<p>ロ 住宅・都市整備公団が行う宅地の 造成の事業（造成に係る土地の面積 が百ヘクタール以上であるものに限 る。）</p>	<p>住宅・都市整備公団が行う宅地 の造成の事業（造成に係る土地 の面積が七十五ヘクタール以上 百ヘクタール未満であるものに 限る。）</p>	

<p>において 同じ。)</p>	<p>ハ 地域振興整備公団が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>地域振興整備公団が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。）</p>	<p>地域振興整備公団法第十九条第六項に規定する業務を行う場合につき、同法第十九条の二第一項</p>
----------------------	--	--	--